

吸収分割に係る事前開示書面

2020 年 6 月 10 日

株式会社エヌエフ回路設計ブロック

2020 年 6 月 10 日

各 位

株式会社エヌエフ回路設計ブロック
代表取締役会長 高橋 常夫

吸収分割に係る事前開示
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

株式会社エヌエフ回路設計ブロック（以下「甲」という。）は、2020 年 5 月 15 日付で株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社（以下「乙」という。）との間で、甲の電子計測制御、電源システム、電子デバイス、応用システムの各事業に関する権利義務を乙に承継させることとする吸収分割（以下「本件分割」という。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の規定に基づき開示する本件分割に係る事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 吸収分割対価の定め相当性に関する事項

甲が乙の発行済株式の全部を所有していることから、本件分割に際して、吸収分割承継会社である乙は承継対象権利義務の対価の交付を行いません。

3. 吸収分割承継会社について

吸収分割承継会社である乙は、2020 年 4 月 30 日に成立した会社であり、確定した最終事業年度は存在しません。会社成立の日における貸借対照表は表 1 のとおりです。成立の日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

表 1 乙の貸借対照表（2020 年 4 月 30 日現在）

(単位: 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	400	流 動 負 債	-
現 金 及 び 預 金	400	固 定 負 債	-
固 定 資 産	-	負 債 合 計	-
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	400
		資 本 金	400
		資 本 剰 余 金	-
		資 本 準 備 金	-
		純 資 産 合 計	400
資 産 合 計	400	負 債 及 び 純 資 産 合 計	400

4. 吸収分割会社について

吸収分割会社である甲について、最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 効力発生以後における債務の履行の見込みに関する事項

以下のとおり本分割の効力発生日以後における甲及び乙の債務について、履行の見込みはあるものと判断しております。

(1) 吸収分割会社について

2020年3月31日現在の甲の資産、負債及び純資産の額は表2のとおりであり、資産の額が負債の額を上回っております。そして、本件分割により甲が承継会社である乙に対して承継させる予定の資産の額は5,287百万円、負債の額は3,587百万円です（実際に承継させる資産、負債の金額は、効力発生日までの増減が反映されたものになります）。上記各時点以後本日に至るまで、甲の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本件分割の効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動を生じる事態は予測されていません。以上より、本件分割の効力発生日における甲の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、また、本件分割効力発生日後の甲の収益状況その他の財務状況の見込み等に鑑みて、本件分割の効力発生日以後における甲の債務については、その履行の見込みがあると判断しています。

表2 甲の資産、負債及び純資産の額（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の額	負債の額	純資産の額
16,029	6,478	9,551

(2) 吸収分割承継会社について

乙の2020年4月30日現在の貸借対照表は、表1のとおり資産の額は400百万円、負債はありません。本件分割により、承継会社である乙が甲から承継する予定の資産の額は5,287百万円、負債の額は3,587百万円であり、資産の額が負債の額を上回る見込みです（実際に承継する資産、負債の金額は、効力発生日までの増減が反映されたものになります）。また効力発生日までの間に、現在のところ重大な変動を生じる事態は予測されておりません。

以 上



吸収分割契約書

株式会社エヌエフ回路設計ブロック（以下「甲」という。）及び株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社（以下「乙」という。）は、甲が承継対象事業（第 1 条において定義される。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収分割）

甲は、本契約の規定に従って、吸収分割の方法により、甲が行っている電子計測制御事業、電源システム事業、電子デバイス事業、応用システム事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する第 3 条第 1 項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社エヌエフ回路設計ブロック

（ただし、2020 年 10 月 1 日付で「株式会社エヌエフホールディングス」に商号変更予定）

住所：横浜市港北区綱島東六丁目 3 番 20 号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社

（ただし、2020 年 10 月 1 日付で「株式会社エヌエフ回路設計ブロック」に商号変更予定）

住所：横浜市港北区綱島東六丁目 3 番 20 号

第 3 条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産及び債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」に、効力発生日前日までの増減を加除した、資産、債務及びこれらに付随する一切の権利義務とする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、本効力発生日（第 5 条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継する。
2. 乙は、第 1 項のものを除き、甲から一切の債務を承継しない。第 1 項の規定による甲から乙に対する債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法による。ただし、乙が甲の第 1 項以外の債務について履行その他負担をしたときは、甲に対し

てその負担の全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する対価に関する事項）

乙は、甲が乙の発行済株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、承継対象権利義務の対価として金銭等の交付を行わない。

第5条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年10月1日とする。但し、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

第6条（本吸収分割の承認）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ本契約及び本吸収分割に必要な事項に関する機関決定（会社法第319条第1項に基づき株主総会の決議があつたものとみなされる場合及び同法第370条に基づき取締役会の決議があつたものとみなされる場合を含む。）を得る。

第7条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者がそれぞれ署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 5 月 15 日

甲： 横浜市港北区綱島東六丁目 3 番 20 号

株式会社エヌエフ回路設計ブロック

代表取締役会長 高橋 常夫



乙： 横浜市港北区綱島東六丁目 3 番 20 号

株式会社エヌエフ回路設計ブロック準備会社

代表取締役社長 今田 悟



承継対象権利義務明細表

本効力発生日において甲から乙に承継される権利義務は、本効力発生日の前日の終了時（以下「基準時」という。）における次に定める甲の権利義務とする。

1. 承継する資産及び負債
 - (1) 流動資産
承継対象事業に属する売掛金・商品等の流動資産
 - (2) 固定資産
承継対象事業に関する機械装置及び工具器具備品等の固定資産
 - (3) 流動負債
承継対象事業に属する買掛金等の流動負債
 - (4) 固定負債
承継対象事業に属する退職給付引当金等の固定負債
2. 承継する契約
 - (1) 以下の従業員との間の一切の雇用契約
本効力発生日において、承継対象事業に従事する甲の全ての従業員の雇用契約に関する契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務
 - (2) 承継対象事業に関して甲が締結したあるいは過去に承継した売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他承継対象事業に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務のうち甲が乙へ承継する必要があると判断したもの。
3. 承継する認証等
効力発生日において、甲が保有している承継対象事業に係る許可、認可、承認登録等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙へ承継する必要があると判断したもの。

以上